長野市
スタートアップ支援補助金

よくある質問（ＦＡＱ）

＜令和７年 12 月５日時点＞

ＦＡＱについては随時更新します

※申請要領も必ず確認してください

長野市経済産業振興部

イノベーション推進課

電話：026-224-9711【8：30～17：15（開庁日のみ）】

目次

1　申請対象者について 1
2　補助対象事業・経費について 2
3　補助率・補助金額について 4
4　審査について 6
5　その他 6

1　申請対象者について

1-1　スタートアップの定義を教えてください。（第２関係）

新事業（経済の活性化、地域の課題解決等に資する革新的な技術又はアイディアに基づく新たな事業）を既に行っている個人若しくは法人又は新たに行う個人若しくは法人であって、当該新事業の短期間での成長を目指す起業家を指します。将来的に上場や大企業となることを目指している等、一定以上の会社規模を目指している方が対象です。

1-2　もともと大企業の一事業だったものが子会社化され設立した場合は対象になりますか。（第３関係）

大企業の出資や役員の割合により対象となる場合があります。（1-3 参照）

1-3　会社の設立にあたり、大企業である事業会社から出資を受けた場合も対象となりますか。（第２、３関係）

以下にいう、みなし大企業に該当した場合は対象外となります。

ア　発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）又は職員を兼ねている者が、役員の総数の２分の１以上を占めている中小企業者

1-4　公的機関等の主催又は共催により開催されるビジネスコンテスト等が対象者の条件として記載してありますが、具体的にはどのようなものがビジネスコンテスト等に該当するのでしょうか。（第３関係）

長野県内、長野市内では以下のプログラムへの参加者が条件となります。

主催	コンテスト等名
長野県他	信州ベンチャーサミット
信州ベンチャーコンテスト実行委員会（長野県、長野市他）	信州ベンチャーコンテスト

長野市	NAGANO STARTUP STUDIO （ただし、DEMODAY 登壇者に限る）

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する以下のサイトに記載されているビジネスコンテスト等も該当します。

https://j-net21.smrj.go.jp/support/awards/startup/index.html

２ 補助対象事業・経費について

2-1 補助金の認定決定前に発注していた場合も対象になりますか。（第５関係）

いいえ、対象になりません。

認定決定日以降に発注し、かつ、補助事業期間内（令和８年３月 31 日まで）に支払が完了した経費が対象です。

2-2 国や県の他の補助金と併用できますか。（第５関係）

補助対象経費に対して、国又は地方公共団体からこの補助金以外の助成金、交付金その他これに類する補助金を受けている場合は対象外です。

なお、補助対象経費が異なる場合は併用可です。

2-3 事業で利用するクラウドサーバー（例：AWS、Azure 等）の利用料は対象になりますか。（第５関係 別表）

はい、「クラウドサービス利用料」として対象になります。

ただし、補助事業のために専ら利用するものに限られます。補助事業期間を超える契約の場合は、補助事業期間中に支払い済の経費（最大１年分）が対象です。

2-4 ふるさと納税型クラウドファンディングの PR のために、SNS 広告やリスティング広告を出したいのですが、この費用は対象ですか。（第５関係 別表）

はい、「広告料」として対象になります。

積極的に周知をお願いします。

2-5 開発用のハイスペック PC や、従業員が使うタブレット端末を購入したいのですが、対象になりますか。（第５関係 別表）

基本的には対象となりません。

ただし、申請をする事業においてのみ使用し、かつ事業の遂行に欠かせないと認められる場合は、機械装置費として認められる場合があります。

2-6 事業計画の指導や技術的な助言をしてもらうコンサルタントに支払う謝礼は対象ですか。（第５関係 別表）

はい。

「専門家謝金」として、事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家への謝礼は対象になります。

2-7 試作品を開発するための材料費（電子部品や樹脂など）は対象になりますか。（第５関係 別表）

はい。

「原材料費」として、試作品の開発に必要な原材料及び副資材に係る経費は対象になります。

2-8 開発した技術について、特許を出願するための弁理士費用や印紙代は対象ですか。（第５関係 別表）

はい。

産業財産権に係る「手数料」として対象になります。

2-9 自宅兼事務所の改装費用を「施設整備費」として申請できますか。（第５関係 別表）

いいえ、対象となりません。

代表者や役員の自宅兼事務所での取組は対象外です。

2-10 9,000 円の備品や消耗品を購入したいのですが、対象になりますか。（第５関係 別表）

いいえ、対象となりません。

機械装置費や備品費に係る費用のうち、税抜き単価（一品あたり単価）が 1 万円未満のものや消耗品は補助対象外です。

2-11　インターネットの通信費は対象になりますか。（第５関係　別表）

いいえ、対象となりません。

「電話代、インターネット利用料金（基本料金を含む）等の通信費」は対象外経費です。

2-12　特定の装置を制御するソフトウェアの開発を委託した場合、機械装置費としてみるのか、業務委託としてみるのか。（第５関係　別表）

特定の機械装置にソフトウェアを組み込み、機械装置とともに納品される場合は機械装置費として考えます。それ以外の場合は原則業務委託費となります。

2-13　EC サイトを外部事業者に委託して構築してもらい、それを無形固定資産として計上する予定である場合、機械装置費として計上することは可能か。（第５関係　別表）

いいえ、その場合は業務委託費として計上してください。

2-14　見積書は必ず必要ですか。（第７関係）

はい、必要です。

原則として 2 者以上の見積書が必要ですが、1 者のみとする場合は「一者選定事由書」が必要です。なお、一品あたりの税抜き単価が 50 万円未満の経費については 1 者のみの見積でも可とします。

３　補助率・補助金額について

3-1　対象経費として、設備費 1,000 万円、事業費 1,000 万円、計 2,000 万円を見込む事業を実施したい場合、収支予算書に設備費、事業費をどのように分けて記載すればよいのでしょうか。（第５関係）

以下の手順で記載してください。

①　市の補助分合計が 500 万円になるよう、設備費、事業費（上限 150 万円）に、優先度に応じて、対象経費の欄に振り分けてご記載ください。

例１）

区分	対象経費	市補助分
設備費	10,000,000 円	5,000,000
事業費	0 円	0 万円

例２）

区分	対象経費	市補助分
設備費	9,000,000 円	4,500,000 円
事業費	1,000,000 円	500,000 円

例３）

区分	対象経費	市補助分
設備費	7,000,000 円	3,500,000 円
事業費	3,000,000 円	1,500,000 円

② クラウドファンディング型で集める 100 万円は固定で記載済みです。

③ 企業版ふるさと納税については、計算式で自動入力されます。

3-2 認定決定後に設備費と事業費の内訳を変更した場合に変更することはできますか。（第５関係）

原則増額変更はできません（減額は可）。

例えば、市からの補助及びふるさと納税併せて、設備費が対象経費 760 万円（補助上限額：380 万円）、事業費が 240 万円（補助上限額：120 万円）で認定決定を受けた場合は、設備費、事業費それぞれの補助額の上限を超えることはできなくなります。

3-3 事業実施後、実績報告で申請時よりも金額が下がった場合はどうなりますか。（第５関係）

市の補助分及び企業版ふるさと納税を減額して交付確定し、補助金を支払います。企業版ふるさと納税の既納付分との差（減額分）については、市の「スタートアップ成長支援事業」内の他事業に充当させていただきます。

3-4 事業実施後、設備費が 200 万円かからないことが明らかとなった場合はどうなりますか。（第５関係）

その場合、補助事業として認められなくなるため、その他認定を受けている事業費も含めて補助金の交付を受けられなくなります（認定取消しとなります。）。

3-5　クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税で寄附が集まらなかった場合、どうなりますか。（第 5 関係）

集まらなかった場合、自己資金又は金融機関からの借入などにより、事業を実施していただきます。原則、集まらなかったことをもって事業の中止、変更を申請することはできませんのでご留意ください（中止や変更をした場合認定決定が取り消される場合もあります）。

4　審査について

4-1　審査はどのように行われますか。（第 11 関係）

まず申請書類による審査を行い、書類審査通過者には検討委員会においてプレゼンテーションを実施していただき、その内容を踏まえて補助対象事業者を認定します。したがいまして、申請しても、本補助金の対象事業として認定されない場合等、補助金が交付されないことがありますので、ご了承ください。

4-2　審査ではどのような点が重視されますか。（第 11 関係）

主な審査の観点は以下の通りです。

ア．地域経済への貢献度
イ．実現可能性
ウ．起業家（申請者）の事業への熱意
エ．事業の新規性、革新性
オ．市場規模、目指す売上規模
カ．補助対象経費の補助事業に対する必要性

5　その他

5-1　補助金はいつもらえますか（いつ振り込まれますか）。（第 21 関係）

原則補助金は「精算払い（後払い）」です。

① 補助事業を完了（発注・支払いの完了）した後、30 日以内または令和 8 年 3 月

31 日のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出します。

② 市が審査し、補助金額の「確定通知」を送付します。

③ 確定通知を受け取った後、「交付請求書」を提出します。

④ 後日、指定された口座に補助金が振り込まれます。

なお、交付決定額の 2 分の 1 以内の額まで概算払いができますので、ご相談ください。

5-2 認定（採択）された後、計画を変更したい場合はどうすればよいですか。（第 16 関係）

補助事業の内容を変更しようとする場合、または補助事業を中止・廃止する場合は、事前に「変更承認申請書」等を提出し、市の承認を得る必要があります。

ただし、軽易な減額の場合を除きます。

5-3 変更承認申請が必要になる場合はどのような場合か。（第 16 関係）

原則、提出いただいた事業計画書に沿って事業を進めていただく必要がありますが、認定決定の時の内容から金額として認定額から 3 割程度以上変更する場合は変更申請をしていただきます。

5-4 補助金を返還しなければならない場合はありますか。（第 6 、22、24 関係）

はい、あります。

例えば、補助事業の開始後 3 年以内に長野市から移転し、事業を実施する場合は、返還していただくことがあります。また、補助事業が法令等に抵触している場合や、市の承認を得ずに取得財産（単価税抜 50 万円以上の財産等）を処分した場合なども、交付決定の取消（一部取消）となり、返還の対象となることがあります 。